

これらの免除が適用されるには、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が、一定の基準額以下であることが条件です(なお、平成30年1月以降に離職した場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写

また、学生を対象とした「学生納付特例(所得審査あり)」といった保険料の納付が猶予される制度もあります。なお、免除または猶予された保険料は、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に追納することが

開催日		場所
各日とも 10:00~13:00		
7月4日	木	北部コミュニティセンター
8月1日	木	庭窪コミュニティセンター
9月11日	水	東部エリアコミュニティセンター
10月3日	木	八雲東コミュニティセンター
11月17日	日	西部コミュニティセンター

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。なお、相談や連絡をせずに納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差し押さえ・公売などを行うこととなります。

時 7月28日(日)9:00~13:00
場 問 納税課
TEL 06-6992-1852~1854



持 マイナンバー通知カード、本人確認書類(免許証・保険証など)、印かん
備 作成すると、住民票などの証明書類がコンビニで取得できます(一部利用できない店舗あり)。市内を巡回する便利なコミュニティバスを利用してください。

注 申請から1カ月半~2カ月程度で出来上がります。準備が整い次第、交付通知書でお知らせしますので、届きましたら、総合窓口課で申請者本人が受け取ってください。

問 総合窓口課
TEL 06-6992-1530

この他、50歳未満の人を対象とした「納付猶予制度(所得審査あり)」があります。

また、学生を対象とした「学生納付特例(所得審査あり)」といった保険料の納付が猶予される制度もあります。なお、免除または猶予された保険料は、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に追納することが

令和元年度(7月~令和2年6月)の免除申請については、7月から受け付けを開始しますが、過去の期間に関する免除申請(申請書受付月から2年1カ月前までの未納保険料)は、随時申請が可能です。その際も同様に各申請年度の前年所得で審査が行われます。

なお、保険料が免除された期間の老齢基礎年金額は、全額納めた場合と比較して、4分の1免除期間は「8分の7」、半額免除期間は「8分の6」、4分の3免除期間は「8分の5」、全額免除期間は「8分の4」に相当する額で年金額が計算されます。

これらの免除期間は障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合にも適用されます。

ただし、一部免除制度は、残りの納付すべき保険料を納められると、免除が無効になり、老齢・障害・遺族の各基礎年金受給資格期間には含まれませんので、必ず所定の保険料を納付してください。

国民年金保険料免除制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての人加入し、老後の老齢基礎年金の他、万が一のとき障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れる制度です。国民年金の保険料は月額1万6千410円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きにより、保険料が免除されることがあります。

保険料の免除制度には、「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」「全額免除」があります。

市有功者表彰

市は5月30日に、市議会議員としての発展と市民福祉の向上に多大な功績のあった次の5人を、市有功者として表彰しました。

澤井良一、上田敦、井上照代、竹内太司朗、酒井美知代(順不同・敬称略)

問 市長室
TEL 06-6992-1302

お知らせ

しを添付してください。

令和元年度(7月~令和2年6月)の免除申請については、7月から受け付けを開始しますが、過去の期間に関する免除申請(申請書受付月から2年1カ月前までの未納保険料)は、随時申請が可能です。その際も同様に各申請年度の前年所得で審査が行われます。

なお、保険料が免除された期間の老齢基礎年金額は、全額納めた場合と比較して、4分の1免除期間は「8分の7」、半額免除期間は「8分の6」、4分の3免除期間は「8分の5」、全額免除期間は「8分の4」に相当する額で年金額が計算されます。

これらの免除期間は障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合にも適用されます。

ただし、一部免除制度は、残りの納付すべき保険料を納められると、免除が無効になり、老齢・障害・遺族の各基礎年金受給資格期間には含まれませんので、必ず所定の保険料を納付してください。

マイナンバーカード 申請出張窓口

出張窓口では、申請用の写真の無料撮影、申請書の記載補助および申請書の発送を行います。また、本人通知制度の登録受付も行いますので、利用してください。

問 総合窓口課
TEL 06-6992-1524

平和のつどい

問 人権室 **TEL** 06-6992-1512

記念講演会

「平和の大切さを、いま~世相巻談と禁断落語」

時 8月8日(木)18:30
場 市役所1階会議室103・104
講 立川談之助氏(落語家)
定 120人(整理券必要)
保 未就学児
(7月25日(木)までに要予約)



備 手話通訳、要約筆記あり
申 人権室まで

平和パネル展

内 原爆被害写真など
時 8月6日(火)~9日(金)10:00~16:00
場 市役所1階会議室106

被爆体験を聞くつどい

時 8月8日(木)11:30
場 市役所1階会議室106
講 守口市原爆被害者の会(語り部)

こども平和映画会

「ヒロシマに一番電車が走った」(30分)
「ペロだしチョンマ」(15分)

時・場
▽8月2日(金)東部エリアコミュニティセンター
▽6日(火)児童センター
▽7日(水)錦コミュニティセンター
▽8日(木)庭窪コミュニティセンター
▽9日(金)中部エリアコミュニティセンター
各日10:30

対 小学生および保護者

イルミネーションライトをお譲りください

問 地域振興課 **TEL** 06-6992-1516

今冬、平成から令和という新しい時代を迎えたことを記念して、市役所庁舎前でイルミネーションを実施する予定です。

令和になって初めての冬を華やかに彩るために、使わなくなったイルミネーションライトを提供してください。

備 受付は市役所5階地域振興課

人権啓発ポスター

問 堀人権室 **TEL** 06-6992-1512

人権の大切さ、尊さについて、感じていること、社会に訴えたいことをポスターにしてください。

募集期限 9月6日(金)
対 市内在住の人、市内在学の小・中学生
応募規定 本人の作品で1人1点、未発表のもの。大きさは画用紙の四つ切(542mm×382mm)
備 応募作品は、市が人権啓発のために使用することができるものとします。

作品は12月中旬ごろに返却します。

賞および表彰 入選作品(約20点)を表彰(応募者全員に参加賞)入選者は、12月7日(土)開催の「ヒューマンライツ・フェスティバル2019」で表彰

配 人権室、各コミュニティセンター、エナジーホール、大日サービスコーナー、市民保健センター

緊急通報機器設置事業

問 高齢介護課 **TEL** 06-6992-1610

市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、急病などの緊急事態発生時、簡単な手段で第三者に通報することができる緊急通報機器を設置します。

機 機器の利用料は月額1,242円(消費税率8%の税込み)、なお10月以降は月額1,265円(消費税率10%の税込み)の予定。ただし、市民税非課税者は無料。

注 電話の基本料、通話料は自己負担

